

分別管理及び書類管理方針書

事業者名

令和 年 月 日作成

本方針書は、一般社団法人高知県木材協会が作成した「違法伐採対策に関する一般社団法人高知県木材協会行動規範」を受け、合法性・持続可能性の証明された木材・木製品（以下「証明材」という。）の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社（製材）工場において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品の取扱に当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ① 分別管理を適切に行うため、_____を分別管理責任者として定める。
- ② 分別管理責任者は、合法木材の適切な分別管理及び実施状況の点検を責任を持って行うものとする。

（分別管理の実施）

- ① 原木の入荷に当たっては、納品書等により合法木材であるかそれ以外の木材であるかを確認する。
- ② 原木の保管に当たっては、合法木材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ③ 製材加工に当たっては、合法木材とそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ④ 製材品の出荷に当たっては、合法木材であることを確認のうえ、納品書に記載する。
- ⑤ 製材品の保管に当たっては、合法木材を原料として製造した製材品とそれ以外の木材を原料として製造した製材品が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（書類管理）

- ① 分別管理責任者は、合法木材及びそれ以外の木材に係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ② 合法木材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ③ 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は5年間整理保管する。

以上